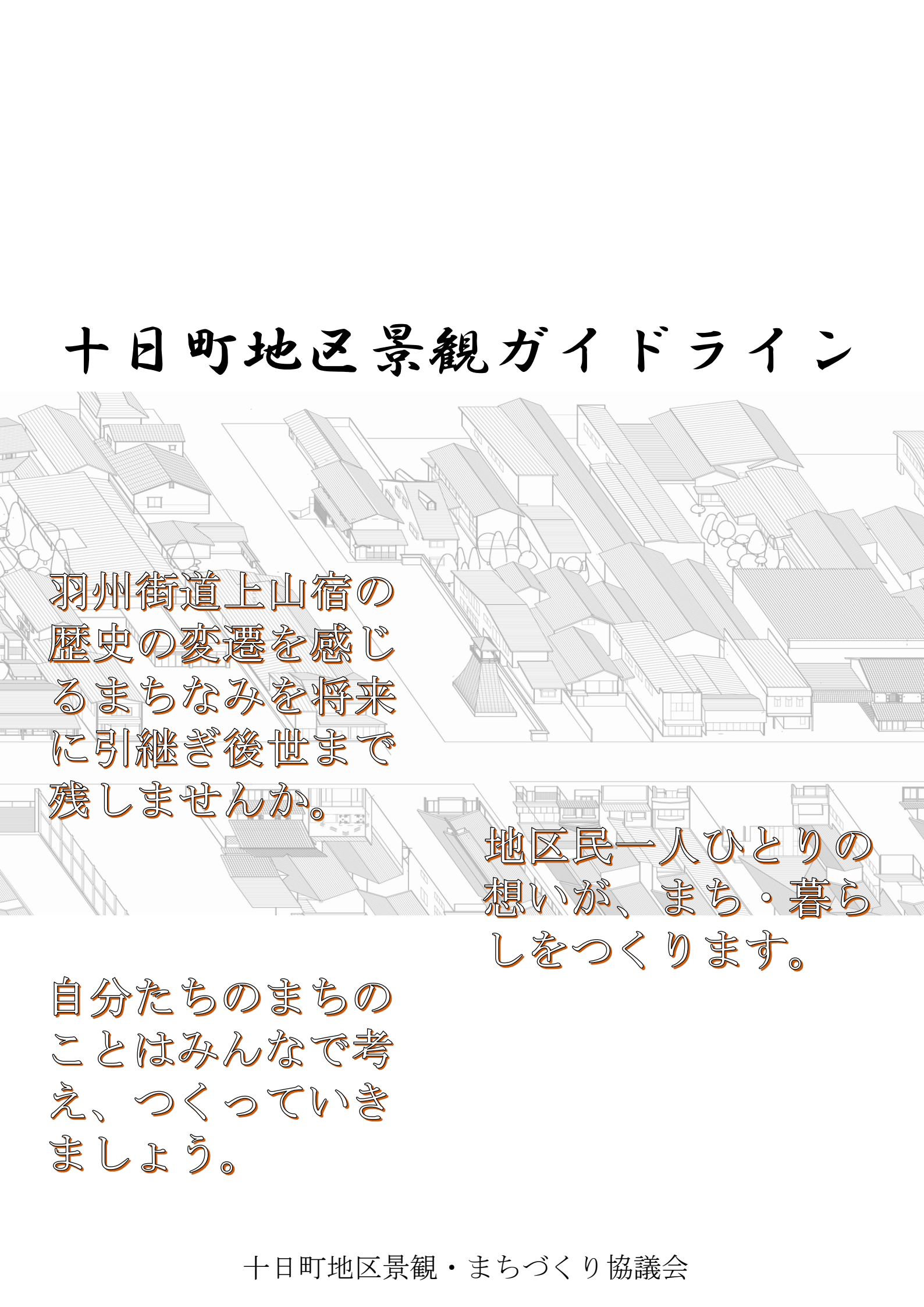


十日町地区景観ガイドライン



羽州街道上山宿の
歴史の変遷を感じる
まちなみを将来
に引継ぎ後世まで
残しませんか。

地区民一人ひとりの
想いが、まち・暮ら
しをつくれます。

自分たちのまちの
ことはみんなで考
え、つくっていき
ましょう。

1 ガイドラインの目的

十日町地区には、明治時代以降の歴史と趣を感じさせる蔵などが多く残り、今もなお利用されています。城下町・温泉町・宿場町としての風情を維持し高めていくために、地区の再生を図りながら歴史的な建物と現代のまちなみが調和する街道沿いの景観形成を目指すものです。

十日町地区景観ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）はみなさんに強制するものではありませんがこの地域のまちなみ・家なみを残していくための有効な手段の一つになるものです。

なお、このガイドラインはみなさんの意見を取り入れながら適宜見直しを行っていきます。



城下町らしいまちなみの演出

2 上山城周辺の概要

上山には、江戸時代から羽州街道筋の宿場として参勤交代や出羽三山の参詣者などで賑わい栄えた上山宿があり、上山宿の西側にそびえ立っていた上山城を囲むように各地区が配置されています。お城西側を中心に、今も江戸時代後期の武家の家屋が四軒連続して建ち並ぶ、通称「武家屋敷通り」を含む鶴脛町。そこから北側にお城を囲むようにあり、かみのやま温泉の出湯発祥の地と言われている湯町。さらに東側に江戸時代より宿場町として栄えた十日町。お城の南側には大正期から温泉場としてめざましい発展を遂げてきた新湯があります。

3-1 十日町のまちなみ特徴

江戸時代から羽州街道筋の宿場として賑わい栄えた上山宿を持つ十日町地区は、今もその風情が残っています。

街道は道路拡張されることなく、そのまま商店街を縦断し存在していることは貴重な財産です。そこには、店蔵※¹をもつ商店、長屋づくりの木造家屋、木製格子窓、漆喰壁や下屋出し※²の外観、擬洋風の板張りや塗り壁外観などと明治・大正時代の建物が混在し多彩な表情をもっています。

表通りの道を一本隔てた通りには、荷蔵※³がいくつも軒を連ねています。

※1 店 蔵：土蔵造りにした店

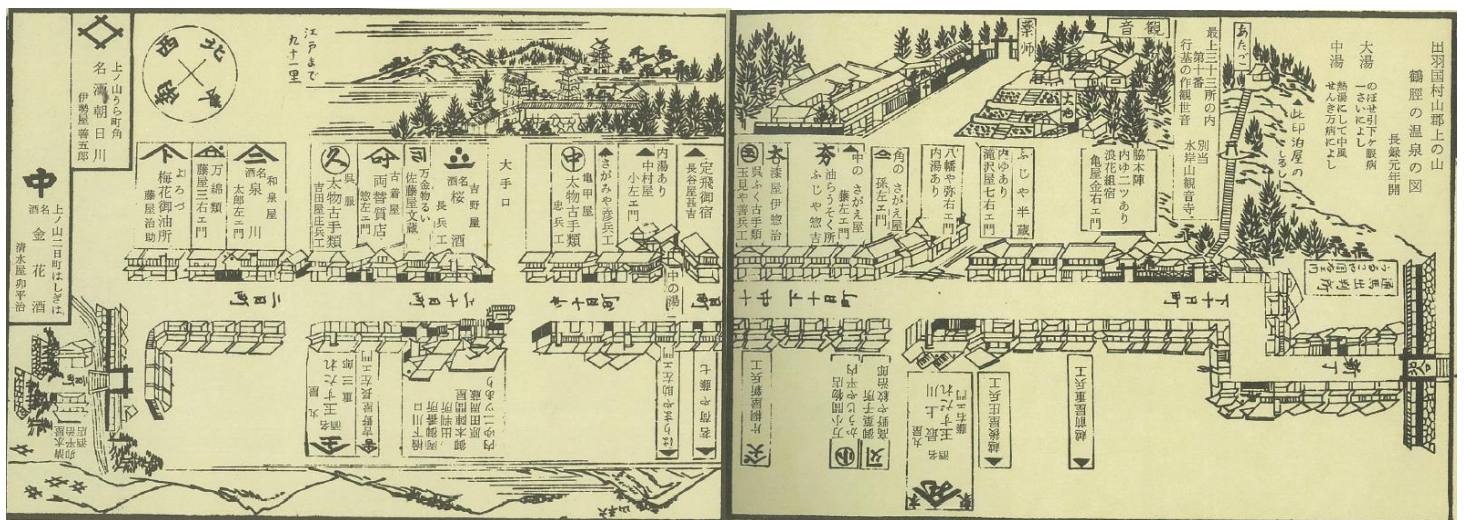
※2 下屋出し：母屋（おもや）から差し出してつくられた屋根

※3 荷 蔵：穀物、家財等を収納する蔵



大正時代以前の十日町の風景

出典：「わが町内誌・中十日町」、「ふるさとの思い出 写真集 明治・大正・昭和 上山」



出典：「東講商人鑑」

※現在の十日町通りは、江戸時代に整備された羽州街道の道筋の面影が随所に残る貴重な歴史資源となっています。

3-2 十日町通りに現存する歴史的な建物の一例

島津酒店・旅館



明治16（1883）年に建築された建物であり、1階が店舗、2階が住居として使われています。また、表通りにある蔵造りの酒店と正面奥の旅館の棟とが繋がっており、漆喰仕上げの重厚感が建物全体の歴史を感じさせています。

石井伊惣治商店



慶長5（1600）年の長谷堂合戦後の時期に商いを始めたという歴史がある商家で、現在の建物は明治中期頃に建設されたものです。また、瓦屋根に漆喰塗りの壁はこの地域の代表的な店構えとなっています。



昭和以前の清水屋付近の風景

出典：上山市立図書館所蔵 「山田家文書」



清水屋



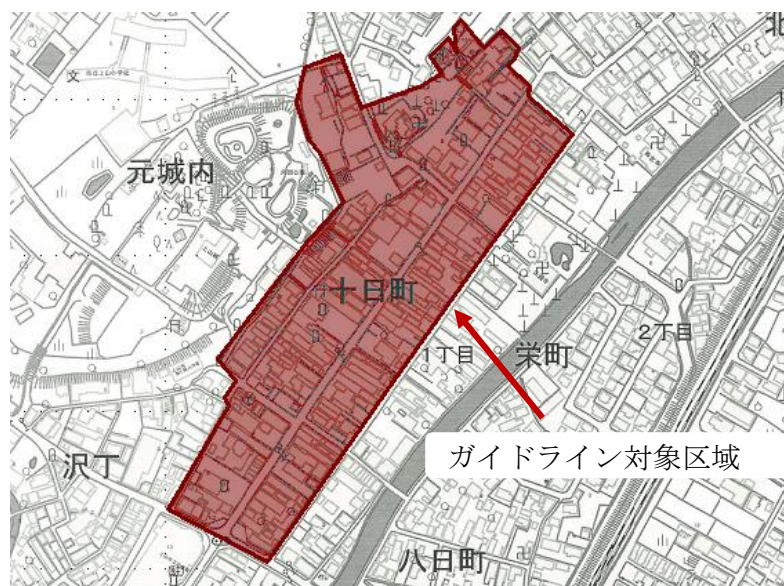
現在

明治12、13年頃に建築された建物であり、元々瀬戸物屋でした。敷地内には手前から店蔵、座敷蔵、米蔵、繭蔵と4つの蔵をもち、それぞれが、その他の用途の室と繋がっている構造となっています。

出典：「かみのやま 街の記憶 時のスケッチ」 酒井信一郎著より一部抜粋

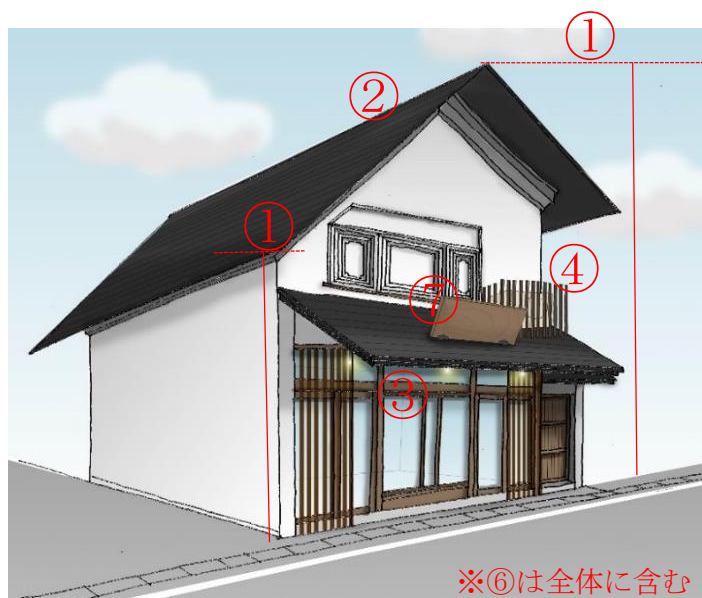
4 対象区域

ガイドラインの対象区域は十日町地区全域となります。
※右図着色箇所

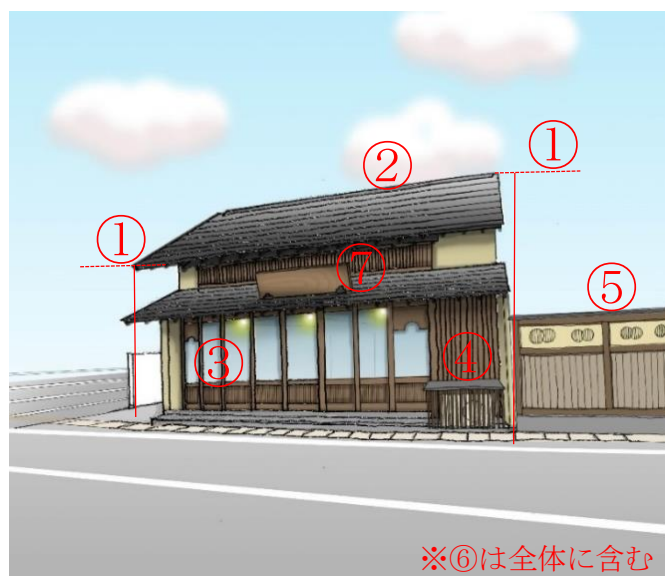


5 新築等における修景例

新築や建物を修景する際の一例です。具体的な建築項目、方法、イメージ図については、5 ページ以降に記載しています。



屋根形状が妻入りの建物



屋根形状が平入りの建物

建築項目	方法
①規模	・ 軒高 9 m、高さ 13 m を超えないようにする
②屋根	・ 勾配屋根（妻入り屋根・平入り屋根等）を踏襲する ・ 軒・庇を設置する ・ 色彩はグレー系・黒系・紺系・茶系にする
③壁面意匠及び開口部	・ 壁面や玄関口等に木製建具・木製格子などを用いる ・ 景観に配慮した素材・材料を用いる ・ 色彩は白系・黒系、茶系にする（彩度を 3 以下に抑える）
④建築設備	・ 建築物の外観意匠と調和するよう配慮する（色彩や目隠し等）
⑤塀・柵	・ 木塀を用いる
⑥色彩	・ 周辺景観に配慮した落ち着いた色彩を用いる（②・③含む）
⑦屋外広告物	・ 高さ 6 m を超えないようにする ・ 広告物の規模は、前面道路側の壁面や、開口部を著しく覆わないようにする ・ 掲載情報を最小限にし、色彩は白系・グレー系・黒系・茶系を用いる ※ポール看板などの自立看板も含まれます。

①規模

建物の高さ

城下町・宿場町・温泉町の歴史的なまちなみを維持するために、隣接建物と高さが調和するように、軒高9m、高さ13mを超えないようにしましょう。



中部地区公民館
軒高約6.2m 高さ約8.8m



下大湯
軒高約8.0m 高さ約9.1m

②屋根

勾配屋根の推奨

屋根形状は勾配屋根を基本として、平入りや妻入りの形状をできるだけ踏襲しましょう。色彩は、上山城天守閣から見える景観にも配慮して、既存の歴史的な建物に調和するようにグレー系・黒系・紺系・茶系で統一しましょう。

軒・庇の設置

まちなみの連続性に配慮し、一階軒高部分に軒・庇等を設置して建物に陰影をつけましょう。



平入りの勾配屋根と漆喰壁



妻入りの勾配屋根とじゅらく調の壁面



二階窓や玄関などの木製格子と漆喰壁



二階窓や玄関などの木製格子と
じゅらく壁

③壁面意匠及び開口部

壁面・開口部の意匠

地区の落ち着いた雰囲気やまちなみ、周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠にして、壁面や玄関口等に木製建具・木製格子などを積極的に用いましょう。

外壁は、景観に配慮した素材・材料（漆喰、漆喰調、じゅらく、じゅらく調など）を用い、色彩は白系・黒系、茶系で統一して調和を図りましょう。また、彩度※を3以下に抑えましょう。

※6ページ参照

④ 建築設備

見え方に配慮した建築設備

道路に面する設備は、建築物の外観意匠と調和するように色彩や目隠しなど配慮しましょう。また、室外機、ごみ置き場等の周囲を木製格子で覆うなどして修景しましょう。



木製格子で囲った室外機



木製のシャッター



木製格子戸のシャッター

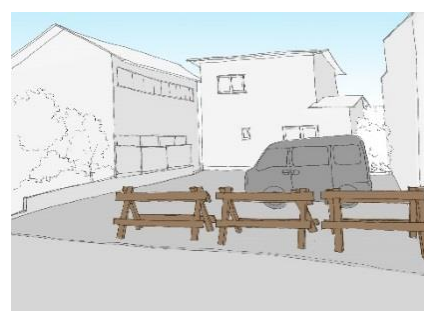
⑤ 塀・柵

素材

柵、塀を設ける場合は、木塀にして周辺景観に配慮しましょう。また、空地が目立たないように木製のバリケードに変更するなど景観に配慮しましょう。



景観に配慮した木塀



既存のバリケードを木製に変更したイメージ

⑥ 色彩

参考：マンセル値について（色の基準）

マンセル表色系とは、その色がどんな色であるかを正確に表すことができ、「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」の3属性の組み合わせによって色を表現するものです。

■色相は、R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)5色相を基準とし、さらにその中間にYR(黄赤)、GY(緑黄)、BG(青緑)、PB(青紫)、RP(赤紫)の10種の基本色を表すアルファベットやその度合いを示す数字を組み合わせ、5Y・10YRなどのように表します。

■明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表します。数値が大きくなるほど明るい色となり、数値が小さくなるほど暗い色となります。無彩色の場合、0が黒色、10が白色となります。

■彩度は、鮮やかさの度合いを0から14程度までの数値で表します。数値が大きくなるほど鮮やかな色となり、小さくなるほどぼんやりした色となります。

⑦屋外広告物

規模・高さ

高さ6mを超えないようにしましょう。また、広告物の規模は、前面道路側の壁面や開口部を著しく覆わないものとし、道路面の景観を阻害しないように努めましょう。なお、掲載情報を最小限にし、色彩は白系・グレー系・黒系・茶系を基調としましょう。※ポール看板などの自立看板も含まれます。



周辺景観に配慮した色彩や規模の広告物の事例

色彩

周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮しましょう。なお、アクセント色を使用する場合は、「反転表現」や「色数を抑える」などして景観に配慮しましょう。

上山市〇〇店
電話番号 123-456-789



上山市〇〇店
電話番号 123-456-789

アクセント色を抑えるため、面（中身）ではなく線（縁取り）に色を用いるようにしましょう。

上山市〇〇店
電話番号 123-456-789



上山市〇〇店
電話番号 123-456-789

多数色を使用するのを控え、なるべく少ない色で表現するようにしましょう。

6 上山市ファサード改修事業例

ファサード改修の活用事例

ファサードとは建築物を正面から見た外観のことであり、その建物が一番見せたい部分です。下記の事例は、市が対象としている路線に面した建物で、上山市ファサード改修事業費補助金を活用して、積極的に景観に配慮した改修をしたものです。



アクセント色の強い看板を撤去し色彩を抑えることで隣接する建物と調和させ、まちなみに合うような景観に配慮されています。



入口のアルミ製規格品を木製格子に変え、格子枠を景観色に塗装することで、景観に配慮されています。



景観にそぐわない屋外広告物の撤去や木製格子を多く使用すること、夜間時に間接照明を用いることで景観に配慮されています。

暖簾とロゴマークの活用

店舗などでは屋号を印した暖簾を、沿道から見える一階や玄関口などに常時設置してまちの賑わいを創出しましょう。



店舗の暖簾（現在いろは市時のみ使用）



暖簾によるまちづくり
（岡山県真庭市）

岡山県真庭市ホームページより引用

公共物や自動販売機などの設置物

公共物などを設置する場合は、周辺景観と調和を図るように配慮しましょう。また、店舗・家の前に花を飾り、歩きたくなるようなまちづくりを目指しましょう。



木調のデザインにした自動販売機



木調のデザインにした看板



木製のごみ集積所



店舗の前に設置したプランター



茶系色を多く用いた案内看板



回遊遊歩道の板塀化



外観や塀を周辺景観に配慮したアパート



木調のデザインにした防護柵



周辺景観色に配慮したカーブミラーの支柱

8 ガイドライン作成の経緯

実施日	名 称	内 容
令和元年5月15日（水）	理事会（総会）	・ 景観ガイドラインの作成の検討について事業計画の承認
7月 3日（水）	事務局打合せ	・ 今後の進め方について確認
7月25日（木）	事務局打合せ	・ 今後の進め方について確認
7月29日（月）	未来会	・ 今後の進め方について確認
8月21日（水）	事務局打合せ	・ 建築物の具体的なルール（素案作成）
9月10日（火）	事務局打合せ	・ 建築物の具体的なルール（素案作成）
10月15日（火）	十日町地区景観ガイドライン第1回ワーキング	・ 十日町地区景観ガイドライン（素案）について
10月29日（火）	事務局打合せ	・ 建築物の具体的なルールの修正（案作成）
11月20日（水）	十日町地区景観ガイドライン第2回ワーキング	・ 十日町地区景観ガイドライン（案）について ・ 具体的な景観活動における取組の検討
12月11日（水）	事務局打合せ	・ 建築物の具体的なルールの修正（案作成）
令和2年1月29日（水）	十日町地区景観ガイドライン第3回ワーキング	・ 十日町地区景観ガイドライン（案）について ・ 具体的な景観活動における取組の検討
3月11日（水）	住民説明会	・ 十日町地区景観ガイドライン（案）について
5月27日（水）	幹事会	・ 十日町地区景観ガイドライン（案）について
6月17日（水）	理事会（総会）	・ 十日町地区景観ガイドライン（案）の承認

～ワーキングメンバー～

上・中・下十日町地区会長と十日町未来会のメンバーで構成された17名に地元建築士等の事務局4名を含めた計21名

～問合せ先～

上・中・下十日町地区会長又は上山市役所建設課担当（十日町地区景観・まちづくり協議会事務局）まで

～附則～

このガイドラインは、令和2年6月17日から運用する

十日町地区景観ガイドライン